

# 委託業務仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度関西圏メディアを活用した観光情報発信事業

## 2 業務目的

関西圏の子育て世帯をメインターゲットとし、誘客促進及び宿泊客増加を図るため、同圏域においてテレビ番組等を活用して岡山県の観光情報を発信する。

## 3 業務内容等

関西圏（主に京阪神）において、テレビ番組等を活用した岡山県の魅力発信に係る以下の業務を実施すること。

※本業務が示す「テレビ番組」とは、大阪府、京都府、兵庫県の在住者が主に視聴できる地上波テレビ番組を指す。

- (1) 放送時間はCM部分を除いて合計10分程度とし、PR効果を最大限発揮できるものとする。
- (2) 番組の形式は問わず、特別番組、既存番組どちらとしても構わないが、PR効果を最大限発揮するため、出演者を伴う岡山県内でのロケは必須とする。
- (3) メインターゲットとする視聴者層は、関西圏居住の子育て世帯とすること。
- (4) 放送回数は1回以上とし、放送日は特に指定しないが、1回目については令和8年9月末日までに放送すること。また、放送時間は深夜帯（午後11時から翌日午前5時）を除く時間帯とし、メインターゲットを中心に高い視聴率が見込める時間帯とすること。
- (5) 岡山県備中エリア（倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町）を中心とした自然体験やアクティビティなど、子育て世帯に訴求力のある旅の目的となるような、地域ならではの観光情報を紹介することにより、本県の魅力の再発見につなげる内容とすること。なお、ロケは1泊2日で行い、本県への宿泊を促す内容とすること。
- (6) 制作は、受託者が担当する。この制作とは、企画立案・調査・ロケーション・撮影・編集などテレビ番組の制作に必要な全ての作業を含むものとする。
- (7) 受託者は、テレビ番組の制作に当たっては、県及び取材先等と適宜打合せを行い、情報収集を行うものとする。
- (8) テレビ番組の企画及び制作に係る詳細については、必要に応じて県と受託者との打合せを経て決定するものとする。
- (9) テレビ番組の制作に係る関係団体等に対する取材・撮影等の協力依頼及び調整については、受託者が行うものとし、県は受託者の業務の遂行に協力するものとする。
- (10) 視聴率を高めるため番組PRを行うこと。媒体は、テレビやSNSなど、複数を組み合わせることで、必要な素材は、受託者が用意するものとする。
- (11) 本業務の目的を達成するため、テレビ番組制作と連動して、委託限度額の範囲内で実施可能な創意・工夫を盛り込んだ独自の企画提案をした場合は、評価の対象とする。
- (12) 県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 5 委託限度額

5,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

## 6 成果物等

- (1) 放送した番組録画媒体（DVD等）を県へ1部納品すること。
- (2) 番組放送後、受託者は視聴率(当該コーナーの前後に放送した番組の視聴率を含む。)を把握し、県に報告すること。視聴率については、可能な範囲で視聴者の性別・年齢等について分析を行うこと。

## 7 業務に係る留意点

- (1) 本業務の実施に際して知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (2) 本業務の実施に当たっては、県の指示に従うこと。
- (3) 番組の制作及び放送に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、受託者は必要な権利処理を行うこと。なお、第三者が有する著作権その他権利の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (4) やむを得ない事情で、制作・放送の回数が確保できない場合や放送時間などに変更がある場合には、県と協議の上、対応を検討すること。

## 8 その他

- (1) 本業務実施に当たっては、役割分担・責任体制等を明確にするとともに、県と受託者は相互に連絡を密にすること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行方法、結果の取りまとめ等に際し不明な点が生じたときは、その都度県と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (3) その他、本業務の実施過程において業務内容に疑義が生じた場合は、県と受託者との間で誠意をもって協議し、決定する。
- (4) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (5) 県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。